

改正概要説明書	
国名：シンガポール	法令名：特許規則
改正情報：2014年3月10日改正	
<p><b>改正概要：</b></p> <p><b>1. 特許出願の審査制度改正に伴う特許規則の改正：</b></p> <p>シンガポールの特許出願審査制度が、いわゆる“Self-assessment System”から、いわゆる“Positive Grant System”へ変更されたことに伴い、シンガポール特許規則も変更されている。主な変更点は次の通り。</p> <p>(1) 審査、調査、及び補充審査において審査官が審査すべき事項についての規則が設けられた（規則 2A）。</p> <p>(2) ①調査及び審査報告の請求（シンガポール特許法第 29 条(1)(b)）、②審査報告（Examination Report）の請求（シンガポール特許法第 29 条(1)(c)）の様式及び期間が変更された（規則 42、規則 43(1)）。また、③補充審査報告（Supplementary Examination Report）の請求（シンガポール特許法第 29 条(1)(d)）の様式及び期間が設けられた（規則 42A、規則 43(3)）。</p> <p>(3) 審査等の結果として審査官が登録官へ報告すべき事項（拒絶の理由）、登録官から通知された拒絶の理由に応答する機会についての規則が設けられた（規則 46）。また、明細書等の補正が可能な時期についての規定も変更された（規則 49）。</p> <p>(4) 審査報告等の再審理制度の導入に伴い、再審理請求の手続及び請求可能な期間についての規則が設けられた（規則 46A）。</p> <p>(5) 特許付与（第 30 条）（Grant of Patent）の手続へ進むことができる旨の適格性通知（Notice of Eligibility）が発行された後の、書誌的事項の補正に関する規則が設けられた（規則 47）。</p> <p>(6) 特許付与後の調査及び審査制度（特許法第 38A 条）が廃止されたため、関連規則が削除された（規則 52A）。</p> <p><b>2. 書類の送付に関する規則の改正：</b></p> <p>特許庁から送達する書類のあて先を特定しておかなければならない手続が明記された（規則 31）。</p> <p>共有に係る特許出願若しくは特許権、又は当事者系事件に係る手続を行う場合に、当該手続を行う者が、シンガポール特許庁に対して提出した書類（申請書、陳述書等）の写しを送付すべき者（共有者、相手方等）が明記された（規則 14、15、16、17、52、66、69、71、73、74、78、80、85、附則 4 等）。</p> <p><b>3. 電子オンラインシステムに関する規則の改正：</b></p> <p>(1) シンガポール特許庁への電子的な書類提出及び特許庁からの電子的な書類送達を実施するために電子オンラインシステムを設置する旨の規則が設けられた（規則 96A）。なお、電子オンラインシステムの運用方法については、登録官（the Registrar）が指針を定める</p>	

ことができることになっている（第 96A(3)）。

(2) 電子オンラインシステムにおけるサインや認証のある紙書類の取扱いについての規則が設けられた（規則 96B）。

(3) 一定の要件を満たす場合に、書類提出又は書類送達を郵送・ファックスではなく、電子オンラインシステムを用いて実施することができる旨の規則が追加された（規則 97）。

(4) 電子オンラインシステムにより行われた手続の日時認定に関する規則が追加された（規則 98）。

#### **4. 手続の期間に関する規則の改正：**

(1) 特許庁における特許又は特許出願に関する手続において、二以上の当事者間で発生した紛争（当事者系紛争）における反対陳述書（counterstatement）の提出期限に関する期間が改められた（規則 15、16、17、69、71、74、91）。

(2) 方式的要件(formal requirements)を満たしていない出願に対する補正の期間が、3月から2月に変更された（規則 34）。

(3) 特許の存続期間の延長申請において求められる追加証拠の提出期間が明記された（規則 51A）。

(4) 失効した特許の回復（Restoration of lapsed patent）の手続をすることができる期間が、特許が失効した日から30月だったものが18月（18 months from the day on which it ceased to have effect）に変更された（規則 53）。

(5) 手続をする者の請求に基づいて延長可能な期間（規則 108(1)(3)(4)(5)、規則 108A）及び延長不可能な期間（規則 108(2)）が明記された（第 108 条、第 108A 条）。

#### **5. 手続の様式に関する規則の改正：**

(1) 特許権の移転等に関する手続（シンガポール特許法第 43 条）の様式に関する規則が変更された（規則 57）

(2) 特許権の放棄手続（シンガポール特許法第 40 条）において、放棄しようとする特許権が共有に係る特許権である場合には、様式 CM3 によること、かつ、各共有者の同意が確認できることが必要となる旨の規則が設けられた（規則 54）

(3) 代理人の選任及び解任の手続に関する規則が変更された（規則 90）

(4) 誤記の訂正手続に関する規則が変更された（規則 91）。

#### **6. 聴聞（Hearing）、事件処理会議（Case management conference）に関する規則の改正：**

当事者系紛争における登録官による事件当事者の聴聞に関する規則が改正されている（規則 87、88、88A）。また、登録官は、ある手続について疑義がある場合、公平かつ迅速な処分を実現する目的において、事件処理会議（Case management conference）に出頭するよう当該手続を行った者に指示することができる旨の規則が設けられた（規則 88B）。

## 7. その他：

手数料が改定されている（附則1、附則3）

### 改正内容：

#### ・規則2A 特許法における「審査」、「調査」及び「補充審査」の定義（改正）

特許法第2条(1)に定義した「審査」、「調査」及び「補充審査」における審査官の決定すべき事項を規定した。

#### ・規則6 費用の算定(改正)

登録官による査定を希望する申請の期限起算日について、登録官による費用の命令に関して上訴が提起された場合の取扱いが追加された。

また、申請に添付する費用請求書の写しを受領した当事者の異議申立期限が改正された。

#### ・規則14 第20条(5)に基づく許可(改正)

申請人が申請書及び陳述書を提出するときに、指示に従わなかったとされる者に当該申請書及び陳述書の写しを送達すると、改正された(旧法は登録官が送付)。

#### ・規則15 第22条に基づく共同出願人による請求(改正)

請求人が請求書及び陳述書を提出するときに、他の共同出願人全員に請求書及び陳述書の写しを送達すると、改正された。

また、他の共同出願人による反対陳述書の提出期限が「当該請求書及び陳述書の写しを送達後2月以内」と、改正された。

#### ・規則16 第23条に基づく登録官への付託(改正)

付託申請者は、付託書及び陳述書を提出するときに、他の関係人全員に付託書及び陳述書の写しを送達すると、改正された(旧法は登録官が送付)。

また、他の関係人が当該付託に対して反対陳述書を提出する期限は、当該付託書及び陳述書の写しの送達を受けた日後2月以内と、改正された。

#### ・規則17 発明者の明記(改正)

反論申立の申請書及び陳述書の写しの受領者は、当該写しを送付する書簡の日付後2月以内に異議申立を提出できると、改正された(旧法は「書簡の日付から2月以内」)。

また、受領者は当該異議申立を提出するとき、当該異議申立の当事者でない各人に対してその写しを送達すると、改正された。

#### ・規則27 第26条(11)に基づく新規出願

特許法第30条(特許付与)の改正に基づき旧規則(規則27)の(1A)を削除した。

#### ・規則31 送達宛先(改正)

登録官との手続を実施する目的で、特許出願人、特許所有者、手続の関係人等のシンガポールにおける送達宛先の提供に係る取扱いについて改正された。

・規則 34 予備審査(改正)

特許出願の予備審査に当たり，満たされていない方式要件を補正する手続の期限を，「登録官の通知の日後 2 月とする」と，改正された。

また，出願人が第 28 条(9) (b) (i)に基づく請求を行わない場合における第 28 条(8)を適用する所定の期間を改正した。

・規則 38 調査報告請求書の提出に係る期間(改正)

調査報告を請求する対象として，「シンガポールにおいて国内段階に移行した国際特許出願」を追加した。

・規則 40 調査のための最小限資料(改正)

特許法第 38A 条(特許付与後の調査及び審査)の削除に伴い，本規則(1A)を削除した。

・規則 42 審査報告の請求(改正)

審査報告請求時に添付する文書が英語以外のものである場合，英語翻訳文等を出願人が提出する期限を「登録官の書簡日後 2 月以内」と，改正した。

・規則 42A 条 補充審査報告の請求(新設)

補充審査報告の請求に関する手続について新設した。

・規則 43 調査及び審査報告の請求，審査報告の請求又は補充審査報告の請求の提出期間

調査及び審査報告の請求及び審査報告の請求の時期を改正した。

また，新設された補充審査報告請求の時期についても追加された。

・規則 46 審査官の意見書等(改正)

審査中に審査官が登録官に提出する意見の新たな項目を追加した。

・規則 46A 審査報告の再審理等(新設)

登録官から通知された審査報告，調査及び審査報告又は補充審査報告に対する出願人から再審理の請求について，請求手続，請求期限の規定を新設した。

・規則 47 出願の整理(改正)

登録官からの特許付与手続を進める許可の通知後，出願人が特許付与に必要な条件(すべての方式要件を満たすこと及び特許付与に係る所定の文書が提出されていること)を満たすための期限を改正した。

・規則 47A 第 29 条(7)及び第 30 条(1) (a)に基づく所定の期間の延長(削除)

第 29 条及び第 30 条の改正に基づき削除。

・規則 49 特許付与前の補正の時期(改正)

特許付与前の補正の時期について，補正を行うことが出来ない時期が追加された。

・規則 51A 特許の存続期間の延長(改正)

登録官による特許存続期間の延長申請を裏付ける追加証拠の提出要求の期限を「登録官書簡の日後 2 月以内」と、改正した(旧規則は「登録官が指定する期間内」)。また、「出願人の行為又は無為に帰される期間」について、補充審査報告申請及び再審査申請期間が追加された。

・規則 52 特許付与後の明細書の補正(改正)

「補正申請に対する異議申立人は申立及び陳述書の提出時に、申請人に対して申立及び陳述書の写しを送達する」と、改正された。また、「申請人は、反対陳述書を提出するときに、反対陳述書の写しを異議申立人に送達する」と、改正された。

・規則 52A 特許付与後の調査及び審査(削除)

特許法第 38A 条の削除により本規則を削除。

・規則 53 失効した特許の回復

失効特許の回復申請期限を、特許失効日から「18 月以内」と、改正した(旧規則は「30 月以内」)。また、申請承認の通知を受けた申請人の提出物について「特許様式 15」の提出を不要とした。

・規則 54 特許の放棄(改正)

特許放棄申請通知に記載すべき陳述事項が追加された。

・規則 56 名称、宛先の変更又は訂正(改正)

規則 31(送達宛先)新設により送達宛先の変更又は訂正は削除された。

・規則 57 取引等の登録申請

登録申請内容に応じて使用する様式が新たに設定された。また、電子申請システム以外の方法で申請する場合、各申請における署名者を新たに規定した。署名者が法人の場合、社判で代用できると規定した。

・規則 66 指示を実行するための許可の申請

申請人は、申請書及び陳述書を提出すると共に、当該申請書及び陳述書の写しを特許所有者又は当該特許に対する若しくはそれに基づく何らかの権利を有する者に送達すると、改正した。

・規則 69 ライセンスを受ける権原に関する付託

「付託者は付託をし、陳述書を提出するとき、すべての新所有者及びライセンスを付与される権原を有すると主張するすべての者に付託書の写し及び陳述書の写しを送達しなければならない」と、改正した。

また、「当該付託書の写し及び陳述書の写し送達を受けた者で、ライセンスを許諾又は受諾することに合意しない者は、付託書及び陳述書の写しの送達を受けた日から 2 月以内に反対陳述書を提出する、及びその提出時に、付託者に対して反対陳述書の写しを送達する」と、改正した。

・規則 71 実施許諾用意の条件の決定(改正)

申請人が申請書及び関連書類を提出するとき、ライセンスを許諾しようとする者又は特許所有者に対して申請書及び関連書類の写しを送達する、と改正した。

当該写しの送達を受けたものは、送達があった日後 2 月以内に反対陳述書提出することができ、その提出時に反対陳述書の写しを申請人に送達する、と改正した。

・規則 73 登録簿における実施許諾用意に関する記入の第三者による取消(改正)

申請人が申請書及び陳述書の提出時に、特許所有者に対して申請書及び陳述書の写しを送達する。

・規則 74 登録簿における実施許諾用意に関する記入の取消に関する手続(改正)

異議申立人が申立通知及び裏付け陳述書を提出するとき、取消申請人に対して申立通知及び裏付け陳述書の写しを送達する、と改正した。

取消申請人は、当該写しの送達を受けた日後 2 月以内に反対陳述書を提出することができ、異議申立人に対して反対陳述書の写しを送達する、と改正した。

・規則 78 不侵害の宣言を求める申請(改正)

申請人が申請書及び陳述書を提出したとき、特許所有者に対して当該申請書及び陳述書の写しを送達する、と改正した。

特許所有者は、当該写しの送達を受けた日後 2 月以内に申請人に対して反対陳述書を提出し、申請人に対して反対陳述書の写しを送達する、と改正した。

・規則 80 取消の申請に係る手続(改正)

申請人が申請書及び陳述書を提出したとき、特許所有者に対して申請書及び陳述書の写しを送達する、と改正した。

・規則 85 補正に対する異議申立の手続(改正)

異議申立人が異議理由通知及び陳述書を提出するとき、特許所有者に対して異議理由通知及び陳述書の写しを送達する、と改正した。

• **規則 87 登録官の裁量権(改正)**

本規則及び規則 88(聴聞の請求)が適用されない事項を追加した。

• **規則 88 聴聞の請求(改正)**

規則 87 に基づく登録官の裁量権の行使を求める請求は査定系手続及び当事者系中間手続以外に適用できない、と改正された。

登録官から、聴聞の後、裁量権の行使に関する決定通知を受けた当事者は、登録官の決定日後 6 週間以内に登録官の決定理由を陳述するよう登録官に請求することができることが追加された。

• **規則 88A 聴聞及び聴聞への出席通知(改正)**

規則 91 が適用対象に追加された。また、当事者が聴聞に参加しなかった場合、登録官の行う却下手続及び当該却下手続に対す当事者の復活手続規定が追加された。

• **規則 88B 事件処理会議(新設)**

事件処理会議の規定が新設された。登録官は、自己に対する申請又は手続の何れかの段階において、事案の公正、迅速かつ経済的な処分のために自己が適切とみなす命令又は指示を与えられるよう申請人又は当事者に事件処理会議に出頭することを指示することができる、と規定した。

• **規則 90 弁論権(改正)**

代理人の任命、任命解除手続について改正があった(任命は授權宣言書と共にシンガポールにおける送達宛先を提供する等)。

各様式による授權宣言書の提出及び送達宛先の提供の効果が追加された。

登録官の代理人に対する要求事項が追加された。

• **規則 91 特許及び出願における誤りの訂正(改正)**

登録官からの通知に従って訂正内容を提出する期限が改正された。

公示された訂正内容に異議を申し立てる者は、異議通知及び陳述書の写しを訂正申請人に送達する旨改正された。また、当該異議通知及び陳述書の写しを受領した申請人の反対陳述書の提出期限が改正された。

本訂正請求の適用ができない訂正請求を追加した。

• **規則 92 特許及び特許出願に関する情報(改正)**

特許出願及び特許に関する情報並びに書類の閲覧について、閲覧可能な事項の追加があった。

• **規則 96A 電子オンラインシステムの設置(改正)**

電子オンラインシステムの適用される手続を追加した。

• **規則 96B 署名され、宣誓に基づいて作成されるべき書類等(新設)**

電子オンラインシステムを用いて与えられ、送付され、提出又は送達されるべき書類の署名又は認証方法を規定した。

• **規則 96C 認証機関 削除**

• **規則 96D アカウントホルダーとしての登録 削除**

• **規則 96E 認証コード及び識別名称 削除**

• **規則 96F 事項の変更等を登録官に通知する義務 削除**

• **規則 96G 安全措置 削除**

• **規則 96I アカウントホルダーとしての登録取消 削除**

• **規則 96J 登録官による通知等 削除**

• **規則 97 書類の送達(改正)**

登録官又は登録局への書類の送達は、登録官によって発出される実施指針に従って電子オンラインシステムを用いて送付する、と改正された。

登録官又は登録局以外の当事者に書類を送達するときは、郵送により実施することが追加された。

登録官又は登録局から当事者への書類の送達方法が追加された。

• **規則 98 就業時間及び非就業日(改正)**

(3)-(5)および(13)を削除。

• **規則 100 不備の訂正(改正)**

審査官の不備に対する訂正が追加された。

不備に対する訂正手続の取扱が追加された。

• **規則 105A その他の書類の提出 削除**

• **規則 106 裏付となる陳述書又は証拠(改正)**

対象となる規則として規則 108 (5)が追加された。

• **規則 108 期限の延長一般(改正)**

期限の延長について、期日又は期間の満了後 6 月以内になされる当事者からの書面による請求を必要とする旨の改正があった。



延長不可とされる期日又は期間を定めた規則が追加された。  
延長申請によって得られ延長期間が改正された。

• **規則 108A 登録官手続の期限の延長(新設)**

当事者の請求による登録官の指示する期日又は期間の延長に関する規定が新設された。  
当事者の請求に関する手続について規定が新設された。

• **附則 1 (規則 3 及び規則 59) 納付を要する手数料(改正)**

手続に係る手数料について、手続項目、手数料額、対応様式の変更があった。  
新たな手続事項及び対応する手数料並びに対応様式が追加された。

• **附則 3 (規則 5 及び規則 7) 費用の額(改正)**

事項、費用金額が改正された。

• **附則 4 (規則 20, 規則 28 及び規則 108) 微生物**

**3. 専門家に対する培養物の利用可能性**

特許出願人が微生物分譲の拒否通知及び陳述書を提出したとき、微生物分譲の請求人に当該拒否通知及び陳述書の写しを送達することが追加された。